

NO	局	所管部	施策	指摘対象	事業概要	指摘事項	指摘事項への対応状況（平成30年5月現在）	評価案
1	まちづくり政策局	都市計画部	2-3 歩いて暮らせるまちづくり	駅周辺施設エレベーター等設置事業	超高齢社会を見据えた利便性の向上や上下移動の負荷を軽減するため、地下鉄駅におけるエレベーターやエスカレーター等の更なる充実を図る。	地下鉄駅においてエレベーターを整備する際には、利用者の利便性に配慮した動線とするとともに、関係部局と連携をしながら、地上からホームまでのエレベーターを使用したバリアフリー化された動線について、既存の周知や表示の方法を見直し、利用者にとってより分かりやすい誘導を行うこと。	公共主体の設置については、琴似駅及び大通駅において、平成30年度の供用開始を目指し、エレベーターの設置を予定しております。地下鉄駅においてエレベーターを整備する際は、バスターミナルや病院など周辺施設の立地状況等を踏まえ、利用しやすい動線となる位置にエレベーターを設置するよう計画しており、表示等の誘導方法についても、利用者にとって分かりやすいものとなるよう配慮いたします。 なお、前回の報告(平成29年3月)以降に、当事業によりエレベーターを設置した事例はありませんが、地下鉄大通駅やさっぽろ駅等大規模駅のほか、エレベーターの設置場所が分かりづらいとのご意見がある場所では、既存の案内標識のほか駅施設の構造に合わせた補助標識を設置しております。また、視覚障がい等お身体に障がいをお持ちの方を見かけた際には駅員による案内をするなど、ソフト面での対応も行っています。	B
2	保健福祉局	障がい保健福祉部	2-3 歩いて暮らせるまちづくり	福祉のまちづくり推進事業	障がいのある方や高齢の方などの社会参加を促進し、誰もが安心して快適に暮らせる福祉のまちづくりを進めるために設置した「福祉のまちづくり推進会議」の運営等を実施する。	札幌市のバリアフリーの取組について、より効果的な情報発信となるよう市民への啓発方法を見直すこと。 例えば、出前講座について、要望に応じて実施するだけではなく、市側から積極的に実施するなど、能動的な取組を検討すること。また、これまで主に周知の対象としてきた障がい者団体や業界関係者のみならず、子供向けに小中学校で出前講座を行うなど、札幌市のバリアフリーに対するまちづくりについて、より広く周知することも検討すること。	平成30年4月に見直しをした啓発冊子「心のバリアフリーガイド」について、ホームページやポスター等による周知を行ったほか、新たに市内の大学・高校・中学校・専門学校等に配布するなど、送付先を拡大して、幅広く周知啓発を行いました。 また、市立小学校に対して、道徳、総合的な学習の時間等において、本市の出前講座に加え、当課が社会福祉協議会に補助金を支出して実施している「札幌市障がい者講師等派遣事業」を活用してもらうよう働きかけを行ったところ、当該派遣事業については前年よりも8件増えるなどの効果がありました。	A
3	教育委員会	生涯学習部	2-3 歩いて暮らせるまちづくり	地域の拠点としての学校図書館活用事業	学校図書館を地域へ開放する「学校図書館地域開放校」を拡大し、地域の多世代交流の場として活用する。	大人向けの蔵書を増やすなど、まずは地域住民が開放図書館を利用しやすくすることにより、開放図書館事業をきっかけとして学校が地域のコミュニティ拠点となっていくような環境を作っていくこと。そして、学校が地域コミュニティの拠点となることの意義や目的について、併せて周知していくこと。	各開放校に対し、地域に開かれた学校づくりを一層推進するため地域住民の利用促進を図る本事業の目的を改めて周知し、具体的な取組を行うよう呼びかけました。 <b>【ニーズに応えた蔵書の整備】</b> 図書購入にあたっては、児童書だけでなく一般書の選定を促し、学校図書館地域開放協議会(以下「開放協議会」という)においてもおすすめ本を相互共有する研修会を開催しました。その結果として各実施校で、一般書として芥川賞や本屋大賞などの話題図書や実用書などを購入しており、開放校全体でH29年度中に一般書が約3,500冊増加しました(開放校数は2校増加(115⇒117))。 また、地域住民への周知として、各実施校の広報誌に新着図書情報を掲載し、児童へ配布したほか、町内会の回覧やまちセン等地域掲示板の活用なども行いました。 <b>【地域コミュニティの場としての機能についての周知】</b> 開放協議会など開放事業にかかわる司書やボランティアが集まる場、新規開放検討校への事業説明の機会を活用し、地域コミュニティの場としての機能について周知を図りました。	A
4	教育委員会	生涯学習部	2-3 歩いて暮らせるまちづくり	地域の拠点としての学校図書館活用事業	No.3参照	開放図書館について、PTAや父母等に対し、積極的な働きかけを行うなど、学校にとって一番身近な地域住民の利用を促進する取組を検討すること。	各開放校に対し、PTAへの広報活動の充実など、地域住民の利用促進に向けた具体的な取組を行うよう呼びかけました。 <b>【PTA行事との連携】</b> 各実施校では、PTA主催の行事に合わせて臨時開館したり、行事会場(体育館など)で開放図書館にある大型絵本の読み聞かせなどを行うなどし、開放図書館の周知を行い、利用促進を図りました。 <b>【保護者への広報強化】</b> 開放協議会など開放事業にかかわる司書やボランティアが集まる機会等を活用し、最も身近な地域住民である保護者への事業広報・連携による利用促進について周知を図りました。 教育委員会でチラシの参考例を作成するのではなく、周知効果の高い各開放校のチラシ例を情報提供したほか、現在、開放協議会でホームページを立ち上げ、各実施校の広報誌データを掲載するような体制の構築について協議中です。 また、実施校における取組としては、学校ホームページへの広報誌データ掲載、保護者懇談日に併せての行事開催、土曜参観・学習発表会開催日の臨時開館などを行いました。	A
5	市民文化局建設局	地域振興部総務部	7-2 多様な活動を支える環境に優しい交通体系の確立	・自転車マナー向上対策事業 ・歩行者と自転車の共存する空間の創出事業	【自転車マナー向上対策事業】 「自転車押し歩き地区」を設定し、自転車利用者に押し歩きを直接呼びかける取組のほか、自転車セミナーやスケアード・ストリート方式による交通安全教室の実施など、自転車のルール・マナー向上の取組を進める。 【歩行者と自転車の共存する空間の創出事業】 No.6参照	札幌市として、自転車の走行環境の整備を適切に進め、その進捗状況を示すこと。その上で、走行環境の整備を進めている状況を示しつつ自転車マナーの啓発を行うなど、啓発効果がより高まるような手法について検討すること。	自転車通行空間の明確化をより効果的に行うために、まずは自転車通行の問題が顕著な都心部から整備を進めます。そのため、平成30年3月に、整備路線、整備形態及び整備と連携したルール・マナーの周知啓発方法等についてまとめた実行計画を作成し、ホームページで公表しました。この中には、啓発効果がより高まる手法として、整備路線での街頭啓発の実施等を記載しております。 今後は、これに基づいて整備や周知啓発活動を進めていくとともに、整備の進捗状況についても適宜公表したいと考えております。	B

NO	局	所管部	施策	指摘対象	事業概要	指摘事項	指摘事項への対応状況（平成30年5月現在）	評価案
6	建設局	総務部	7-2 多様な活動を支える環境に優しい交通体系の確立	歩行者と自転車の共存する空間の創出事業	自転車の利用に係る問題が顕著にみられる都心部や地下鉄・JR駅周辺において、歩行者と自転車の安全・安心な通行空間を創出するために、駐輪場の整備や、自転車通行位置の明確化などを行う。	駐輪場混雑の緩和や放置自転車の減少につながる取組として、例えば、駐輪場が不足している地区の周辺の企業に対して、自転車で出勤している社員の自転車は社内に持ち込んでもらうよう協力を求めるなど、企業へ働きかけていくような手法を検討すること。	放置自転車が顕著な大通地区では、これまで、札幌大通まちづくり株式会社や地元商店街と定期的に会合を開き、放置自転車の抑制に向けた取り組みを検討・実施しております。その一環で、周辺企業の協力により、社内でのポスター掲示等による社員への啓発を行っております。 また、平成29年6月には札幌駅前通周辺の建物管理者が集まる会合に出席し、建物の供用スペースに啓発用ポスターを掲示してもらうよう依頼したほか、平成30年4月には札幌駅前通まちづくり株式会社と連携して、札幌駅前通周辺の事業所1,645か所に対してダイレクトメールを送り、新たな公共駐輪場の場所や放置禁止区域の拡大について周知を行いました。 今後も引き続き地元企業と協働して放置自転車の減少につながる取組を行っていきたくと考えております。	A
7	建設局	総務部	7-2 多様な活動を支える環境に優しい交通体系の確立	歩行者と自転車の共存する空間の創出事業	No.6参照	都心部において駐輪場が大幅に不足している状況を踏まえて、都心部など利便性の高い場所に設置する有料駐輪場の増設を進め、駐輪場の整備をより一層推進していくこと。また、駐輪場が不足している地区では周辺の企業と共同して整備を行うなど民間の活力を積極的に活用することも検討すること。	都心部では、土地利用が高度化されていることから、単独での駐輪場用地を確保することが難しく、民間の再開発事業と連動した整備のほか、道路の地下や民間の青空駐車を活用した整備を進めております。 ・南2西4五番街駐輪場（民間の青空駐車を活用）467台収容 平成28年4月供用開始 ・北1西1地下駐輪場（再開発）767台収容 平成30年4月供用開始 ・西2丁目線地下駐輪場 約1,550台収容 平成32年度中の供用開始予定 また、民間活力による駐輪場整備として、都心部以外の地下鉄駅等周辺を対象として、公共貢献（公共駐輪場の整備等）を伴う民間開発に対して、容積率の最高限度の割増や事業費の補助等を行う「地域交流拠点等開発誘導事業」を活用した整備を進めていきたいと考えており、都心部においても、平成30年度に策定予定の「都心における開発誘導方針」の中で、公共貢献を伴う民間開発に対して、容積率を緩和すること等を検討しています。	A
8	建設局	総務部	7-2 多様な活動を支える環境に優しい交通体系の確立	歩行者と自転車の共存する空間の創出事業	No.6参照	外出先でも容易に情報が得られるよう、例えば、スマートフォン等で駐輪場の場所や放置禁止のルール等を気軽に閲覧できる手法の構築を検討すること。 また、その周知にあたっては、自転車販売店等に協力を求めるなど、自転車利用者が情報に触れる機会を増やすよう工夫すること。	平成29年5月から、札幌市公式ホームページ内の「マップで施設案内」のページに、駐輪場（全289か所）を追加しております。「マップで施設案内」のページにアクセスすることで、Google マップ上で駐輪場の位置を確認することができます。 また、「マップで施設案内」や放置禁止ルール等の周知にあたっては、平成29年8月から、作成したチラシを北海道自転車軽自動車商業協同組合に加盟する市内の自転車販売店（83店舗）へ配布し、自転車利用者が情報に触れる機会を増やすように工夫しました。	A
9	建設局	みどりの推進部	7-3 自然との共生とみどり豊かな都市づくりの推進	施策全般	-	公園がもつ多様な役割も考慮しながら、少子高齢化等の社会環境に対応した適正な公園の配置・必要数について検討すること。	以下の考えを盛り込んだ、「札幌市公園整備方針」を平成29年9月に策定し、取組を進めております。 [現状・課題] 公園の必要数としては、市全体の総量は一定程度充実している。 公園の配置状況としては、既成市街地においては公園が不足しており、郊外では公園が密集している状況もみられる。 [施策] 既成市街地等、必要性が高い地域に絞った公園整備を実施し、既存公園においては、利用状況や配置状況等による公園施設の適正化や、近接する公園同士での機能分担等、多様化するニーズ、役割に対応した公園再整備を実施する。	A
10	建設局	みどりの推進部	7-3 自然との共生とみどり豊かな都市づくりの推進	地域と創る公園再整備事業	老朽化した身近な公園を対象に、地域の方々との意見交換を行い、地域ニーズを十分に取り入れた再整備を実施する。また、地域内に公園が複数存在する場合は、各公園の役割分担を明確にし、機能重複の解消を図った再整備を実施する。	公園の整備後においても、想定通りに公園が使われているか、当初想定したニーズが実態に合っていたのか等、事後検証を実施すること。また、検証結果については、公園のランドデザインや整備計画に反映すること。	公園整備の効果検証として、平成30年度再整備実施予定公園について、29年度は、整備前利用状況を調査しており、31年度に整備後の利用状況調査及び、アンケート調査を実施する予定です。 また、29年度再整備実施公園について、30年度に近隣住民へのアンケート調査を実施します。 検証結果につきましては、必要に応じ、31年度改定予定の「札幌市みどりの基本計画」への反映や、整備方針の見直しを実施していく予定です。	B
11	建設局	みどりの推進部	7-3 自然との共生とみどり豊かな都市づくりの推進	・地域と創る公園再整備事業 ・安全・安心な公園再整備事業 ・地域に応じた身近な公園整備事業	【地域と創る公園再整備事業】 No.10参照 【安全・安心な公園再整備事業】 No.12参照 【地域に応じた身近な公園整備事業】 No.15参照	将来を見据えてどのような公園として整備していくべきなのか、札幌市が所管する公園全体のランドデザインを踏まえた上で、各公園のコンセプトを示すこと。	公園全体のランドデザインを踏まえ、各公園のコンセプトを示したうえで、具体的な施策を記載した「札幌市公園整備方針」を平成29年9月に策定いたしました。 現在、この整備方針の考えを盛り込んだ「札幌市みどりの基本計画」(計画期間10年)について、平成31年度の改定に向け取り組んでおり、市民意見を反映したうえで策定、公表する予定です。	B
12	建設局	みどりの推進部	7-3 自然との共生とみどり豊かな都市づくりの推進	安全・安心な公園再整備事業	誰もが地域の公園を安心して安全に利用できるよう、老朽化した遊具や管理事務所などの改修を行うほか、出入口や園路の段差解消やバリアフリー対応トイレの整備など、施設のバリアフリー化を実施する。	老朽化した公園の再整備等に関して、市民一人一人が意見を伝えることができる窓口、手法等について、さらに周知を進めること。	公園の園名板などのわかりやすい場所に、公園の所管部署や連絡先の表示を徹底するとともに、札幌市ホームページを、公園の所管や連絡先がより探しやすい表示に改修しました。 また、コールセンター（電話）や市民便利帳（冊子・インターネット）、公園検索システム（インターネット）など、多様な媒体により、所管の窓口を伝えるよう努めております。	A

NO	局	所管部	施策	指摘対象	事業概要	指摘事項	指摘事項への対応状況（平成30年5月現在）	評価案
13	建設局	みどりの推進部	7-3 自然との共生とみどり豊かな都市づくりの推進	施策全般	-	例えば、地域の要望に応じて新しい施設(設備)、付加的な施設(設備)を導入する場合には、町内会等に施設や設備の管理を担ってもらうことを前提とするなど、地域コミュニティの参加を積極的に促進する手法を検討すること。	地域が利用する公園を自ら維持管理することで公園の愛護意識や地域コミュニティの醸成を図ることを目的に、これまでも、公園ボランティア、町内会等による清掃や草刈をはじめスポーツ施設の維持管理、利用調整を担っていただいております。 公園を含めたみどりに関わるボランティアの育成を目的に「さっぽろ花と緑のネットワーク推進事業」に取り組んでいます。これまでは、ボランティア同士の情報を共有するための情報提供や技術向上を図るために園芸講習会をメインに事業展開しておりましたが、花と緑のボランティア活動を通じた地域コミュニティの活性化を図るために、平成29年度からは、ボランティアリーダーを育てるための講習会を公園等を会場に実施しているところです。 また、地域防犯の自主性を高めるために、町内会が公園内へ設置する防犯カメラについて、関係部局と調整を行い、管理手法や運用基準について検討を行っています。 これらボランティア等の取組について、札幌市ホームページで紹介したほか、今後も町内会等の活動内容について、市民への周知を通じ、地域との協働をより進めるよう努めます。	A
14	建設局	みどりの推進部	7-3 自然との共生とみどり豊かな都市づくりの推進	施策全般	-	必須的な機能、あるいは付加的な機能が、各公園それぞれにどのように位置づけられているかを、地域のニーズを取り入れながら整理し、市民に示すこと。	平成29年度に策定した「札幌市公園整備方針」に基づき、身近な公園について、地域ごとに公園面積・配置や地域の状況を考慮し、「地域の中心となる公園」や「機能を絞った公園」等の位置づけを行いました。再整備のワークショップ等においてこの基本的な考え方を示すとともに地域ニーズを聞き取りながら整備を進めております。 公園の機能に関して、例えば冬季利用については、公園を雪置場としての利用に関するWEBアンケートを行うなど、市民ニーズの把握に努めております。また、地域の雪置場として町内会と協定を結んでいる公園や、災害時の広域避難場所となっている公園など、公園の様々な機能についても、現地の表示とともにホームページなどで周知に努めております。	B
15	建設局	みどりの推進部	7-3 自然との共生とみどり豊かな都市づくりの推進	地域に応じた身近な公園整備事業	良好な都市環境を維持・創造するため、人口の増加により身近な公園が一層不足すると予想される既成市街地への新規公園整備を進める。	公園の地域別の充足度を調査・分析し、地域によってどれくらいサービスの不均衡が発生しているか確認すること。また、状況を改善するための手法について検討すること。	公園の整備水準や配置状況に加え、人口の増減等の要素も含めた上で、地域別の充足度を把握し、以下の取り組みを実施することとし、これらの考えを盛り込んだ「札幌市公園整備方針」を平成29年9月に策定しました。 ・古くから開けている市街地等、公園の必要性が高い地域における街区公園整備 ・狭小公園が密集している地域における、機能分担による機能重複の解消、多機能性の確保等 今後も、引き続きこれらの事業を実施していく予定です。	A
16	建設局	みどりの推進部	7-3 自然との共生とみどり豊かな都市づくりの推進	主要公園の管理運営手法の検討	札幌の主要公園について、公園としてのみどりの保全とイベント開催などでの活用の両立を図り、自然と共生する快適な都市生活を実現し、新たな観光資源として魅力を発信するマネジメント手法などを検討する。	イベントの実施による課題を整理した上で、周辺地域の商業活動に対してもより良い効果を生み出せるように、関係部局と連携しながら大通公園の活用方法について調査・検討すること。	大通公園でのイベントの実施による課題としては、現時点では「時折、騒音等の苦情要望があること」が確認されている程度ですが、イベントの開催により、周辺的生活環境への影響はもとより、周辺の飲食店に対しても何らかの影響が生じる潜在的な可能性があると認識しております。 このため、関係部局や実行委員会によるイベント実施時の配慮事項についてヒアリング調査を行ったところ、周辺地域等との連携(イベントと連携したオリジナルメニューを提供する店舗の紹介等)やイベントの終了時刻を前倒し(早めに設定)する等、周辺と共存共栄できるよう努めていることがわかりました。 このような課題や調査を踏まえて検討すると、現時点での周辺地域への特段の影響は生じていないと思われませんが、当部としても、より共存共栄できるよう、引き続き、関係部局や実行委員会に対して、申請や事前相談の機会を捉えて公園の利用方法や周辺地域も含めた魅力向上を図るよう助言を行うとともに、今後も関係部局との連携を密にしつつ、大通公園がより良く活用されるよう努めていきたいと考えております。	B